亀田西中 事務たより

亀田西中学校 副主査 関川 竜太

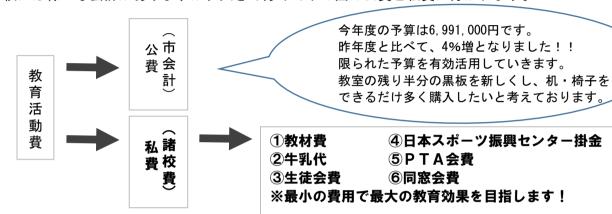
Vol. 5

今年度もどうぞよろしくお願い申し上げます!

昨年度よりお世話になっております。事務の関川と申します。保護者の皆様に学校事務について、より知っていただきたく、不定期ではありますが、「事務たより」を発行し、情報発信していきます。 新型コロナウイルスによる、突然のお願い等発生するかもしれませんが、ご理解とご協力をお願い申し 上げます。

各会計について ~学校は公費と私費で成り立っています~

学校には様々な会計がありますが、大きく分けて下の図の公費と私費に分かれます。



公費とは新潟市から学校に配当されている税金分のお金であり、諸校費は学校が保護者様からいただだいているお金のことです。新潟市では負担区分の原則を下記のように定めております。

公費負担できる経費

- ①学級、学年、学校単位で共用または備え付けするものの経費
- ②その他管理、指導のための経費



私費負担できる経費

- ①学校での学習に必要な物品で生徒の所有とされるもの、 あるいは生徒が消費するもので学校と家庭で反復使用で きるもの(ワーク等)
- ②教育活動の結果から生ずる直接的利益が生徒個人に還 元されるもの(技術家庭で作成する小物入れ等)

= 📵

- ※直接的利益とは、家庭で実用性があるかどうかです。
- ③衛生的見地から個人用とするもの

お知らせとお願い

4月17日付けで「令和2年度 諸校費の納入について」を配付いたしました。今後の諸校費の振替日と金額を記載しました。口座振替できますよう再度、残高の確認をお願いいたします。

押印漏れ等にご注意ください!

ホームページをご覧ください

会計の執行情報や発信文書等をホームページに随時掲載することで、タイムリーに情報をお伝えします。 是非、ご覧ください!!